

意見書

平成21年7月21日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 785-0036

(ふりがな)

住所 こうちけんすさきしみどりまち 高知県須崎市緑町15番10号

(ふりがな)

氏名 けーぶるねっとかぶしがいしゃ よさこいケーブルネット株式会社

だいはょうとりしまりやく 代表取締役 にしうち 西内 ただし 正

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	意見
11 ページ	28 行目以降	…放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、こうした機能・役割が、適切に確保・発揮されるようにすべきであり、そのためには、それを的確に捉えている放送法の目的の規定をベースとすることが適当である。	放送法第1条の3つの目的をベースにすることは至極適切であると考え。同時に後段で出てくる「視聴者利益」について、昨年策定された『有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン』においては、現行放送関連4法の中で、こじれた区域外再送信問題を早期に解決するために狭義の解釈が示されており、この際放送法の目的の目指す視聴者利益の定義を具体的に示されるべきと考える。
12 ページ	9 行目	<p>(3) 具体的規律</p> <p>① 一定の放送を確保するための規律</p> <p>ア 放送を確保するための枠組みの必要性</p> <p>放送の機能・役割は、コンテンツ配信を行う多種多様な通信サービスが出現する中でも、即座に変わるとは言い難く、今後も一定の機能・役割を担うことを確実に確保する必要があることから、現在の放送普及基本計画のような枠組み（以下「基本計画」という。）は必要である。ただし、その対象、内容については、改めて検討することが適当である。</p>	放送普及計画は放送法第1条の目的を達成させるための手段であった。昭和25年以降随時見直されているが、民放地上波については平成新局が開局以来、新規新局に関し変動はない。むしろ伝搬技術が高度化し多様化して行く中で同計画が、得るべき新たな国民福利を阻害している感もあり既に役割は終えているものと考え。手段の見直しは民放地上波に関しては如何に置局のない地域に放送を普及させるかという観点が強調されるべきであり、マスコミ集中排除規制とともに再考されるべき点であると考え。よって左記答申の記述は、基本計画の必要性を唱えるまでの説得力に欠けていると考える。
16 ページ	24 行目	<p>イ 裁定制度</p> <p>裁定制度は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的とするものであり、同意裁定に当たっては、有線テレビジョン放送に期待される役割を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できる、 － 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できる、 <p>といった「受信者の利益」に関する十分な検討を行うこととされているところ、現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要性があると考えられる。よって、裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。</p>	有線テレビジョン放送事業者の再送信について、